

議案第 1 号

茂原市学校再編審議会条例を制定するよう市長に申し入れることについて

茂原市学校再編審議会条例を次のように制定するよう市長に申し入れます。

平成 29 年 1 月 26 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市学校再編審議会条例

(設置)

第 1 条 小中学校の再編等を審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、茂原市学校再編審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 小中学校の統合、廃止等再編に関すること。
- (2) 通学区域の見直しに関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、12 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会関係者
- (3) 教育関係者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由 少子化により児童生徒数が減少する中、義務教育本来の目的を達成し、将来にわたり学校の適正規模・適正配置が維持できるよう、学校の統廃合や学区の見直し等を一体的に審議するため、条例を制定するものです。